## 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質	環境上の条件
アクリロニトリル (H15. 9. 30 通知)	年平均値 2μg/m³ 以下
アセトアルデヒド (R2. 8. 20 通知)	年平均値 120μg/m³ 以下
塩化ビニルモノマー (H15. 9. 30 通知)	年平均値 10μg/m³以下
塩化メチル (R2. 8. 20 通知)	年平均値 94μg/m³ 以下
水銀 (H15. 9. 30 通知)	年平均値 0.04 μ g-Hg/m³ 以下
ニッケル化合物 (H15. 9. 30 通知)	年平均値 0.025 μ g-Ni/m³ 以下
クロロホルム (H18. 12. 20 通知)	年平均値 18μg/m³ 以下
1, 2ージクロロエタン (H18. 12. 20 通知)	年平均値 1.6μg/m³ 以下
1,3ーブタジエン (H18.12.20 通知)	年平均値 2.5μg/m³以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物 (H22. 10. 15 通知)	年平均値 6ng-As/m³ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物 (H26.5.1 通知)	年平均値 0.14μg-Mn/m³ 以下
生士.	

## 備考

- 1. この指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健 まりスクの低減を図るために設定されたものであるため、環境基準とは性格及び位置付けが異なり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。
  2. ニッケル化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定す
- ることが困難であるため、ニッケル及びその化合物の全量を測定することとされている。